

「秋草学園高等学校におけるいじめ防止等のための基本方針」※[基本方針本文から抜粋]

1. はじめに（いじめの防止等に関する基本的考え方）[基本方針本文に詳細記載]

- (1) いじめの未然防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 関係機関との連携について
- (5) 秋草教育について

2. 本校におけるいじめ防止等のための目標

- (1) 未然防止のための取組みに努め、いじめを生まない教育活動の推進を図る。
- (2) いじめの兆候を見逃さない早期発見体制の整備を図る。
- (3) 発見したいじめに対する早期対応を図る。
- (4) 学校、家庭（保護者）・学校周辺の地域住民・その他の関係者等の連携を図り、組織的な対応によりいじめ問題を克服する。
- (5) 職員研修の充実を図る。

3. いじめの未然防止（未然防止のための取組み等）[基本方針本文に詳細記載]

- (1) いじめについての共通理解
- (2) 生徒の主体的な活動の推進
- (3) いじめに向かわせない態度・能力の育成
- (4) 授業改善
- (5) いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質能力向上
- (6) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

4. いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組み等）[基本方針本文に詳細記載]

- (1) 基本的考え方
- (2) 早期発見のための措置

5. いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））[基本方針本文に詳細記載]

- (1) 基本的考え方
- (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応
- (3) いじめられ生徒又はその保護者への支援
- (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
- (5) いじめが起きた集団への働きかけ
- (6) ネット上のいじめへの対応

6. 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 上記重大事態に関しては、埼玉県知事・県学事課に報告、付属の機関（第三者委員会等）の再調査を受けて措置を講ずる。

7. 秋草教育（こころの教育）

- (1) 1年次「秋草トレーニング」
- (2) 2年次「礼法マナー」
- (3) 3年次「和文化講習」

8. いじめ防止対策の連絡体制・流れ（組織図）～いじめ防止対策推進法第22条

